

仕様書

1 事業名称

令和8年度精華町社会参加つながり事業

2 事業の目的

何らかの障害等を有することで、生きづらさを抱え、就労や他者との交流など社会参加が難しい人を対象に、相談支援や居場所づくり支援等を通じて、安心・安全に過ごせる居場所の確保や同じ悩みを抱える他者との交流の場を提供し、本人の社会参加や孤立防止の促進を図ることを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4 実施場所

受託者が本事業のために確保した施設やスペースで、本町が適当と認めた場所

5 業務内容

(1) 社会参加支援に向けた拠点づくり（居場所、相談窓口）

本人が安心して過ごすことができる居場所の提供や社会参加に向けた活動への支援、相談対応等を行う。

(2) 相談支援

本人からの電話、来所等による相談に応じ、適切な助言を行うとともに、状況に応じて、訪問型の支援も併せて行う。

また、本人からの相談内容に応じて、医療、保健、福祉、教育、就労等の関係機関と連携し、当該機関と情報交換を行うなど、本人への支援状況を把握するとともに、適切な支援方法について検討を行う。

(3) シェアハウスの運営

就職氷河期世代等で定職に就くことができていない等により、安定した収入・預貯金がなく、親の収入等を頼りに自立生活が送れなかったり、社会参加する機会がないまま長期にわたり、ひきこもり状況になったりしている人を対象として、アパート等を活用し、一時的に居住できる環境を整備し、ひとり暮らしの第一歩を踏み出すための生活訓練の場とする。

(4) 情報発信

チラシ、ホームページ等により、本事業の普及啓発を図るとともに、居場所の利用促進を図り、地域の関係機関、関連事業の周知を行うなど、相談窓口、支援機関の

情報を住民に分かりやすく発信する。なお、広報活動の手段や内容については、町と協議の上、決定すること。

(5) 関係機関との連携

本事業の推進にあたっては、関係機関と連携し、支援体制の充実・強化を図る。

6 実施体制

(1) 相談窓口の設置

- ① 受託者は、本業務を実施するため、支援拠点とする事務所を町内に設置し、受付窓口を置くこと。なお、受付窓口については、事務所に限定せず、相談者の状況に応じて、職員を派遣する等柔軟に対応すること。
- ② 電話での相談受付、ホームページでの案内等、相談者が利用しやすいよう、工夫すること。また、相談室は相談者のプライバシーに十分配慮したつくりとすること。

(2) 開所日及び時間

開所日は、最低週3回とし、開所時間は、1日5時間以上を目安とすること。
なお、緊急時の家族・関係機関等との連絡体制を確保しておくこと。

(3) 相談支援員の配置

受託者は、本業務を適切に実施するため、相談支援員を1名以上配置すること。

7 関係書類の提出

受託者は、本業務の実施にあたり、本仕様書の内容に基づき次の関係書類を作成し、提出するものとする。様式は任意とする。

(1) 事業計画書

事業の効果的な実施に向けて、事業計画書を町に提出すること。

(2) 業務完了後の報告

- ① 業務完了報告書
- ② 業務実施に要した経費内訳（収支決算報告等）
- ③ その他町が必要とする書類等

(3) その他

上記のほか、受託者は、町からの指示に基づき、適宜、必要な書類を作成し、提出するものとする。

8 その他

この仕様書に定めのない事項又は解釈に疑義が生じた事項については、町と協議の上、別途定めるものとする。